

○財務省告示第百九十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達  
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五  
条第十一項の規定に基づき、平成二十九年六月二  
十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年七月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百九十回）

二 発行の根拠 東日本大震災からの復興のため  
の施策を実施するために必要な  
財源の確保に関する特別措置法  
（平成二十三年法律第百十七  
号）第六十九条第四項及び特  
会計に関する法律（平成十九  
年法律第二十三号）第四十六  
条第二项並びに財政法（昭  
和二十九年法律第三十四号）  
第七條第一項、第六年法律第  
百号）第九條第一項、並びに  
特別会計に関する法律第  
八十三條第一項、第九十四條  
第二項、同條第四項、第九十  
五條第一項、第三十七條第一  
項、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五  
号）以下「振替法」という。の  
規定の適用を受けるものとし、  
その振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等

の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。



振替単位	八					七																			
	最	争	非	者	特	口	入	価	払	口															
替	低	行	争	者	特	国	入	価	行	争															
単	額	入	入	・	別	債	札	格	札	入															
位	面	札	札	第	参	市	発	競	発	札															
	金	発	競	I	加	場	行	争	発	競															
	五				千	二	万	二	面	た															
の	万				円	千	五	兆	金	割															
記	円				二	百	百	八	額	引															
載					百	十	十	百	で	短															
又					十	億	五	億	二	期															
の					億	五	千	六	千	国															
規					千	六	百	十	二	債															
定					百	十	二	万	百	に															
に					十	二	万	三	八	つ															
よ					二	万	三	十	億	いて															
最					万	八	三	三	は	は															
低									、	、															
額									行	行															
の									し	し															
面									六	六															
座									十	十															
簿									三	三															
振替法の規定による最低額の面簿	五万円				千円	二兆八百十五億六千三百三十八	万二千五百十億五千六百十二万八	二兆八百十五億六千三百三十三	面金額で二千二百八億円	た割引短期国債については、	特別会計に関する法律第四十六	万二千九百九十九億五千	面金額で二千九百九十九億五千	た政府短期証券については、	条第一項の規定に基づき発行し	三項、第九十五條及び第三百十七	四項、第九十五條第一項、同條第	項、第九十四條第二項、同條第	に、第九十三條第一	法第九條第一項並びに特別会計	法第七條第一項、財政資金	千八百六十二万圓、財政	に、十六億二千二百萬圓、財	に、十六億二千二百萬圓、財	に基づいては、額を引短期国債

十六	十五	十四	十三		十二					十	十		
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金	償還期限	争入札発	非価格競	者第I	特別参加	国債市場	入札発行	価格競争	発行価格日
平成二十九年六月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	平成三十年六月二十日				六厘	額面金額百円につき百円十一銭	三厘以上	額面金額百円につき百円十一銭	平成二十九年六月二十日

する。